

■【トピックス】

紫陽花革命！



毎週金曜日、福井県の大飯原発再稼働反対の抗議行動が首相官邸前で行われています。

当初はソーシャル・メディアを通じて集まった数百人程度から始まりましたが、今では数万人規模にまで拡大しました。

左翼の組織動員なしに、本当の意味での市民による自然発生的な抗議行動は、わが国初でないでしょうか？政治家に頼らない新しい民主主義の息吹を感じます。

■【今月のキーワード】

未届けの妻

事実上、夫婦として生活しながら、所定の届け出を出していないために、法律上の婚姻関係に至らない男女関係の場合、同一の住民票にして続柄を「未届けの妻」とすれば内縁の妻として権利を行使することができます。社会保険の被扶養者になることが可能です。社会保険の被扶養者になれば健康保険の給付も受けられます。

なお、住民票に「未届けの妻」と記載されても、民法上の配偶者には該当しないため相続分には、影響を与えません。

■【ビジネス・アイ】

未届けの妻

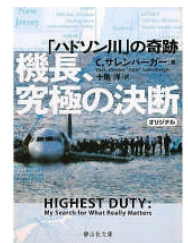
- 社長 「最近、年の差婚とかよく話題になるね」
花野 「そうですね。高齢者の再婚が増えているみたいですね」
社長 「そういえば、友達が再婚したいんだけど、子供たちの反対があるって言っていたよ」
花野 「すでに成人したお子さんがいると、再婚には相続の問題も絡んで一筋縄ではいかないですよ」
社長 「そうなんだよ。でも老後の面倒を、必ずしもすでに家庭のある子供が見てくれるという訳じゃないしね」
花野 「そういった場合には、正式な婚姻をせずに、住民票の続柄に『未届けの妻』として記載する方法がありますよ」
社長 「戸籍に入れれないということ？」
花野 「そうです。この場合、民法上の配偶者にはならないので相続の問題は発生しません。しかし、『内縁の妻』ということになりますから、旦那さんが亡くなった時に遺族年金を受け取ることができるんですよ」
社長 「それならいいかもしれないね。子どもたちも納得するかもしれないし」
花野 「ただし、遺族年金を受け取るためには、生計が同一であることと、内縁の妻に収入ないし所得の上限規制があります」
社長 「さっそく、友達に話してみるよ。すでに事実婚だからね」

■【今月の1冊】

『機長、究極の決断』
C.サインバーカー 著
静山社文庫 ¥838

2009年1月15日に、アメリカのニューヨークのハドソン川に不時着した機長による本です。当時「ハドソン川」の奇跡と呼ばれ、乗員・乗客155名が奇跡の生還を果たしました。

離陸直後のエンジン停止、すべてはその後のわずか208秒の出来事でした。しかし、奇跡は偶然ではありません。瞬間、瞬間の機長の的確な決断によってもたらされたのです。



■【編集後記】

日本公認会計士協会の研究大会が熊本で開催（7/19）されました。前週の豪雨により開催が危ぶまれましたが、幸い開催されましたので参加してきました。ただ、天候が安定せず、帰りの飛行機は2時間近く遅れがでました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 65（毎月1日発行）

- 定価：2,400円/年 ●発行日：2012.8.1 ●発行人：花野康成
 - 編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア
- 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F
TEL052-205-6361 FAX052-204-8808
<http://homepage3.nifty.com/binspire/>